

「中間のまとめ」(素案)

中間のまとめの目的

平成18(2006)年4月28日に第2期中野区環境審議会が発足し、中野区長から諮問受け検討を開始し、審議会6回、小委員会3回開催しました。

《諮問事項》

中野区環境基本計画の改定に当たっての基本的考え方と、同計画に盛り込むべき事項等について

《諮問理由》

中野区環境基本計画(以下「基本計画」という。)は、平成13(2001)年度の基本計画策定から、概ね10年間の計画期間の半ばが経過しました。その間、緑の減少、自動車交通による大気汚染、生活環境を取り巻く公害問題や、廃棄物の最終処分場の逼迫の問題などが引き続き課題となっています。さらに、地球温暖化防止に向けた京都議定書の発効、ヒートアイランド現象の進行など、新たな課題も生じています。

また、本区では、真に豊かで持続可能な地域社会を築くため、平成17(2005)年9月に新たな基本構想を制定して、区政運営の基本理念と中野のまちの将来像、10年後に実現するまちの姿を明らかにしました。さらに、平成18(2006)年1月には、基本構想を受け、これを実現するための「新しい中野をつくる10か年計画」を策定しました。その中で、「未来への扉をひらく4つの戦略」のひとつとして「地球温暖化防止戦略」を掲げ、「環境に配慮する区民生活が根づくまち」を実現するための取組みを優先的に進めていくこととしました。

身近な環境問題から地球規模の環境問題までの解決に向けて、基本構想の理念を踏まえ、「持続可能な活力あるまちづくり」の将来像に向かって、「環境に配慮する区民生活が根づくまち」を実現するため、目標や施策の体系を再構築するとともに、区民・事業者・区各主体の実効性のある取組みのあり方や、成果指標の明確化と計画の進行管理のしくみの構築など、基本計画を見直し、内容の充実と実行可能性を高める必要があります。

ついては、以上の趣旨を踏まえ、環境基本計画の改定に当たっての基本的考え方、計画に盛り込むべき事項等についてご審議をお願いするものです。

この「中間のまとめ」は、平成19年5月に予定している「答申」を行うに当たって、現在までの審議会における議論を整理し考え方をまとめ、区民の皆さんにお示しすることにより、「答申」に区民の意見を反映させるために行いました。

中野区の環境に関する現状と課題

本審議会は、諮問事項を検討するに当たって、下記のとおり現状と課題の把握を行い共通認識としました。

(1) 省エネルギー・自然エネルギー

- * 都内では過去100年間で、平均気温が3.7℃上昇し、夏日が増加するとともに、冬日が大幅に減少しています。
- * 大量生産・大量消費型の社会構造が、地球温暖化をもたらしています。
- * 日本のエネルギー起源の温室効果ガスの排出量は増加傾向にあり、基準年（1990年）との比較では、産業部門の排出量が減少している一方で、オフィスなどの業務部門や、家庭部門の伸びが目立ちます。
- * 中野区の平成16（2004）年の温室効果ガスの排出量の推計値は89万9千トンで、二酸化炭素が99%を占め、部門別の二酸化炭素排出量は、民生家庭部門が47.1%、民生業務部門が26.1%で、産業部門は4.3%となっています。
- * アンケート調査では、区民の85.2%、事業者の91.2%の人が「節電」を行ってきたと回答していますが、二酸化炭素の排出量は基準年から増加しています。
- * 日常生活や事業活動で、省エネルギーの取り組みが不十分です。
- * 省エネルギー機器への切り替えや、自然エネルギーの利用が進まず、エネルギー消費の抑制や化石燃料への依存を減らす取り組みが遅れています。
- * 自動車利用の抑制や低公害車やハイブリット車などの普及策が不足しています。

(2) ごみの発生・排出

- * 第2次一般廃棄物処理基本計画（なかの ごみゼロプラン06）が平成18（2006）年2月に策定されました。
- * 不用物総量が12万トンを超える状況が続いています。また、資源化率もここ数年は20%弱で推移しています。
- * ごみの中には、資源化可能物が平均して5割も混入しています。
- * アンケート調査結果では、資源回収への協力を行ってきたと回答した区民は80.4%でした。
- * 区内にはごみの中間処理施設や最終処分場がなく、23区の一員としてごみ減量に向けた責務が求められています。
- * 中野区では容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の回収がスタートしていますが、サーマルリサイクルが準備される中、ごみの分別や資源化に関する今までの取り組みを踏まえたさらなる区の対応が求められています。
- * 暮らしや事業活動でごみの発生を減そうという意識があっても、行動に結びつかず、取り組みが十分でない区民や事業者が多い。
- * 生ごみの減量化・資源化の取り組みがまだ十分ではありません。
- * リユース・リターナブル容器普及の取り組みがまだ十分ではありません。

- * 単身者向けアパートやワンルームマンションなど、管理人が常駐していない建物の中には、集積所の管理に問題があったり、ごみの排出ルールが徹底されていないところがあります。
- * ごみ処理に多くの税金が投入されています。ごみの資源化や減量に努めている区民も、努めていない区民もいる中で、負担の公平化についての議論は十分とは言えません。

(3) 都市環境の快適性

《みどり》

- * 緑被率は、16%（平成16（2004）年6月調査）で、そのほとんどが樹木です。地域別には、区北西部及び北東部で相対的に緑被率が高く、南部は相対的に低くなっています。
- * 中野区の人口一人あたりの公園面積も1.17㎡/人（平成17（2005）年4月現在・児童遊園含む）で、都内平均の4.45㎡/人（財団法人特別区協議会資料）に比べ、公園面積がかなり少ない区となっています。
- * 平和の森公園や哲学堂公園などを除き、158か所ある公園の多くが1,000㎡以下の小規模公園です。まとまった面積が確保されている区内のみどりはわずかで、大半は各地に点在しているみどりです。
- * アンケート調査結果では、みどりの豊かさに関して「満足・やや満足」と回答した区民が31.1%であるのに対し、「不満・やや不満」と回答した区民は43.3%でした。
- * 中野区は、アスファルトやコンクリートに覆われた面積が多く、みどりが限られているため、熱負荷が高く、ヒートアイランド化が進みやすい環境にあります。とくに区の中央部から南部にかけて、ヒートアイランドの発生要因となる熱負荷が大きい地域となっています。
- * 土地の売却等で、保護樹林・樹木が減少する傾向にあります。現在2.74ha（14か所）ある生産緑地も、平成5年度に比べると規模がほぼ半減しています。
- * 身近なみどりや水辺の空間としてのビオトープの整備が不足しています。
- * 区の屋上・壁面緑化を促進するための取り組みが遅れているなか、屋上緑地による緑被率は0.1%です。

《水環境》

- * アンケート調査結果では、水辺の親しみやすさに関して「満足・やや満足」と回答した区民が8.9%であるのに対し、「不満・やや不満」と回答した区民は50.9%でした。
- * アンケート調査結果では、川のきれいさに関して「満足・やや満足」と回答した区民が16.1%であるのに対し、「不満・やや不満」と回答した区民は43.5%でした。
- * 神田川・妙正寺川の水質調査や地下水の概況調査によると、今のところ、環境基準を超えた汚染の結果は出ていません。
- * 雨水利用や、雨水浸透枳など、水資源の涵養を進める取り組みが不十分です。

- * 現在は、コンクリートやアスファルトの被覆面が多いため、透水性の確保が困難です。
- * 中野区を流れる河川では、治水対策とともに、親水性のある空間としての整備が遅れています。

《景観形成》

- * 区は平成6年に、「都市景観ガイドプラン」をまとめましたが、まちのなかで、景観への配慮の取り組みが進んでいません。
- * 良好な景観形成のための区内部の横断的な取り組みが不足しています。
- * 歴史・文化的遺産の保全について、体系的な対応ができていません。

(4) 身近な生活環境

《中野区の地域の特徴》

- * 中野区は、面積15.59 km²で、人口密度は19.774人/km²(平成18(2006)年1月現在・外国人登録含む)と、全国でもトップクラスです。土地の細分化が進んでいるとともに、低層木造住宅が密集し、アパート、マンションなどの民間賃貸住宅(49.4%(平成15(2003)年))が多い過密な住宅都市です。
- * 平成18年1月現在の人口は308,284人で、近年は都心回帰の影響などにより、人口増加の傾向も見られます。
- * 中野区は、区道の約5割が幅員4m未満の狭い道路です。全体に、都市計画道路の整備が遅れているなど、都市基盤が脆弱で、防災上の問題や交通渋滞、狭い生活道路の抜け道利用などの問題が生じています。
- * 平成18(2006)年7月に実施した「区民・事業者環境行動・意識調査」(以下「アンケート調査」といいます)では、住まい周辺の環境について、46.2%の区民が「良好・やや良好である」と回答し、「良好でない・あまり良好でない」との回答は31.5%でした。

《自動車交通による環境問題》

- * 区内では、交通量の多さにもかかわらず、自動車排出ガスによる大気汚染は、着実な改善が見られ、多くの物質で環境基準を達成しつつありますが、今後さらに自動車交通量の増加が進むことにより、大気への悪影響がもたらされることが懸念されます。
- * 光化学スモッグの注意報発令日数は平成13(2001)年から17(2005)年の平均で12.4日見られ、その発生原因となる光化学オキシダント(Ox)について、環境基準を達成できない状況が続いています。光化学スモッグの光化学オキシダントの原因物質は、自動車排出ガスからだけでなく、事業活動などで使用される揮発性有機化合物(VOC)の影響もあります。
- * アイドリング・ストップや低公害車の導入推進など、利用者側での自動車排出ガス抑制を促す取り組みが進んでいません。
- * 主要幹線道路沿道の自動車騒音について、環境基準に適合している道路はわずか

です。

《有害化学物質（固定汚染源）問題》

- * アンケート調査で、環境を良くするための区の実施策として「化学物質による汚染防止」が「重要」と回答した区民が84.3%と最も多くなっています。
- * アスベストや化学物質による環境や人体への影響が懸念されており、自治体における一層の対応が求められています。

《その他の生活環境問題》

- * 住宅密集地での生活騒音、公園や駐車場などの利用に伴う騒音や建設工事に伴う騒音など、近隣での騒音苦情が公害苦情の半数近くを占めています。
- * ポイ捨て・歩行喫煙防止などの地域での取り組みは十分とはいえません。
- * カラスによる被害の苦情が多くなっています。

(5) 環境を考え行動する人づくり

- * アンケート調査で、環境を良くするための区の実施策として「環境情報の整備など」が「重要」と回答した区民は51.7%、「区民の環境保全活動の推進」が重要と回答した区民は30.4%でした。
- * 区内の人口構成は、コミュニティとの関わりが薄くなりがちで20代30代の単身世帯が多く、また、人口流動性も高いため、「環境を大切にしたい」という意識が育ちにくい状況です。
- * 学校における環境教育を子どもたちが実践していくための社会環境が不十分です。
- * 環境に対する区民の関心を高めるための、積極的な情報発信や環境保全のアピールが不足しています。
- * 環境学習や環境保全活動の取り組みや、地域に対する情報発信が不足しています。
- * 地域における環境保全活動のリーダーとなる人材の育成が進んでいません。
- * 環境保全団体・グループのネットワーク化と区との連携が不十分です。
- * 区内の事業所の8割以上を占めている小規模事業所の環境に配慮した取り組みが不足しています。

(6) 計画の実効性を高める方策

- * 再開発などのまちづくりにおいて、緑地の確保や省エネルギー設備、地域エネルギー供給システムの導入など、環境への配慮を求めるしくみが整っていません。
- * 区民・事業者・民間団体・区各主体の取り組むべき事項や相互の連携・協働のしくみが整っていません。
- * 環境基本計画の位置付けが環境部門の計画に限定され、区政全体を通じての環境配慮の考え方が不十分です。

計画の達成状況の客観的な評価・点検が不十分であり、継続的に点検・評価するしくみが整備されていません。

基本計画改定にあたっての基本的な考え方

- * 地球温暖化問題やヒートアイランド現象などのように、誰もが環境への負荷の発生源となり、影響を受ける立場になる側面があるということを認識すべきです。
- * 環境に配慮した区民生活の実現は、地域の人々が連帯して自主的・主体的に自治の精神でライフスタイルを変えることが求められています。
- * 環境負荷の少ない持続可能な活力あるまちづくりには、環境の改善の取組が地域経済の活性化につながり、地域経済の活性化がさらに環境の改善につながる、環境と経済の好循環を生み出す環境政策の展開も重要になっています。
- * 基本構想の理念、実現する将来の姿を踏まえて、望ましい環境像を掲げる必要があります。
- * 区民、事業者、民間団体、区がそれぞれの役割のもと、主体的に、また連携・協働して取組む環境目標や環境施策の方向性、重点的に取り組むべき事項を示す必要があります。
- * 現行計画では、計画の進捗状況を把握するための指標がないため、施策の実施状況を評価することができません。計画の改定に当たっては、進捗状況を把握するための目標とわかりやすい指標を導入すべきです。
- * 計画を区民や事業者とともに実現性を高めるためには、適切な点検・評価を行うしくみも大切です。
- * 新たな課題に的確に対応し、現行の計画の問題点を踏まえ、計画を全面的に見直すことが必要です。

基本計画の枠組の考え方

1 計画の対象期間

- * 平成19(2007)年から概ね10年間程度を想定します。

2 計画の対象範囲

- * 「中野区環境基本条例」第4条では総合的な施策策定の範囲を、以下のものとしていることを踏まえ、改定基本計画の対象範囲もこれを基本に身近な環境問題から地球規模の環境問題まで幅広い視野を持って捉えるべきだと考えます。

公害の防止に関すること。

みどり、水、土壌、大気、動植物等からなる自然環境の保全に関すること。

資源環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。

人と自然との豊かなふれあいの確保に関すること。

地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に関すること。

まちの美化、良好な景観の保全に関すること。
前に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

計画に定めるべき事項

1 環境像

- * 環境に関する区民・事業者・民間団体・区四者の認識の共有を促し、計画の狙いを明確にするために、中野区として環境面から目指すべき望ましい将来の姿を明らかにする必要があります。

2 基本目標

- * 環境像の実現を目指すために、おおむね10年後（改定基本計画の対象期間内）に到達すべき目標を、環境問題の分野別に明確にすべきです。
- * 目標は、わかりやすい表現で設定することが大切です。

3 重点的に取り組む課題と取り組みの方向

- * 環境への取組を重視する区のスタンスを明らかにするうえでも、改定基本計画では、基本目標を踏まえ、計画の期間内において課題の重要性や緊急性から、特に区民・事業者・民間団体・区が一体となって取り組むべき課題（重点課題）と取り組みの方向を明示することがとりわけ重要と考えます。これにより、一層効果的な計画になると考えます。

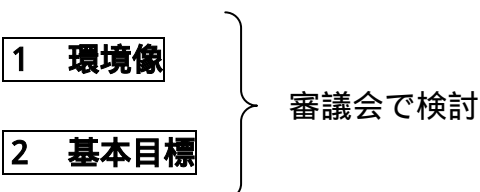
4 分野別の環境の取り組みの方向性

- * 改定基本計画では、目標や取組の方向の前提となる環境の現状と課題を適切に捉え、各分野の取り組みの方向を明らかにし、環境関連施策が総合的に進められるよう、施策を体系的にまとめる必要があります。
- * 取り組みの方向には、基本目標を支えるような目標を設定する必要があります。

5 計画の実効性を高める方策

- * 改定基本計画では、その実効性を高めるため、各取組主体の役割やしきみについて明らかにしておく必要があります。

計画に盛り込むべき内容



3 重点的に取り組む課題と取り組みの方向

- * 重点課題は、他のさまざまな環境課題との連携が求められる点や、課題としての緊急性を考慮し、地球温暖化対策やヒートアイランド対策とすべきです。
- * 地球温暖化対策やヒートアイランド対策では、区民・事業者・民間団体・区の四者全体の取り組みを大きく前進させ、他地域のモデルとなるような先進的なプロジェクトに取り組むべきです。
- * 取り組みの項目として「自然エネルギーの利用拡大」、「省エネルギーの推進」、「環境にやさしい交通対策」、そして「それらを支える人づくり」の設定などが考えられます。

4 分野別の取り組みの方向

(1) 省エネルギー・自然エネルギー

- * 啓発・キャンペーン事業、省エネルギーの普及に役立つ啓発用ツール開発とその利用など、区民・事業者・民間団体による省エネルギー行動を促す事業や工夫を推進すべきです。
- * 高効率のエネルギー型機器導入や建築物の省エネルギー・断熱化などを誘導する、ガイドラインを設けるべきです。
- * 自然エネルギーの利用拡大のためグリーン電力の普及や区民等の出資によるファンドの活用などのしくみを設けるべきです。
- * 人と環境にやさしい交通体系をめざした取り組みを進めるべきです。たとえば、公共交通の利便性向上、効率的な自動車利用、自転車を利用しやすい環境整備、自動車交通需要をコントロールする取り組み、公共交通利用の拡大、低公害車利用の拡大、アイドリング・ストップをはじめとするエコドライブの実践、共同集配システムの構築などが考えられます。

(2) ごみの発生・排出

- * ごみを発生させない暮らし方や事業系ごみの減量活動を促すため、情報の提供や3R推進の活動などを進めるべきです。
- * 古紙、びん・缶、プラスチック製容器包装、ペットボトルなど、各種の資源物について、区民が参加しやすく効率的な資源循環システムの構築を行う必要があります。
- * 生ごみなど、これまで資源化があまり進んでいない品目についても、資源化に取り組むべきです。
- * 区民や事業者による資源化の取り組みについては、支援策を講じるべきです。
- * 分別やごみ集積所における排出・管理ルールの徹底を通じて、適正なごみ・資源物の回収を図るべきです。
- * ごみの減量化・資源化につながる、ごみ処理・リサイクル費用の公平化を図るべきです。

(3) 都市環境の快適性

- * 既存の樹木・樹林、生産緑地など、地域の貴重なみどりの保全を進めるべきです。
- * 学校ビオトープ、親水空間、樹林地などの整備を進め、区内に動植物とのふれあい空間を確保していくべきです。
- * 公園、街路樹、河川緑地などの整備では、みどりの多様な機能を考慮し、質の高いみどり空間をめざすべきです。
- * 屋上・壁面緑化を推進すべきです。
- * 雨水浸透、雨水利用、節水の取組みなど、貴重な水資源の涵養と有効活用を促進すべきです。
- * 地域のみどりや水辺を、行政と区民の協働で保全する取組みやしくみづくりを進めるべきです。
- * 良好な景観を保全・形成するために、必要なしくみづくりを進めるべきです。
- * 地域の歴史・文化的遺産について、保全と活用を図るべきです。

(4) 身近な生活環境

- * 今後の道路整備では、大気汚染防止、騒音・振動対策、交通量対策などの観点から環境に配慮した道路整備を行うべきです。
- * 光化学スモッグ等への対応として、東京都と連携し揮発性有機化合物（VOC）対策を講じるべきです。
- * 有害化学物質への対策として、区による情報の収集と提供、使用者によるリスクマネジメントの定着を図るべきです。
- * 生活排水の環境負荷を抑える取組みを進めるべきです。
- * 日常生活や事業活動における騒音や悪臭などの近隣配慮のルールを広めるべきです。
- * ポイ捨てや歩行喫煙の防止の取組みを促進すべきです。
- * ごみ出しマナーの改善や防鳥ネットの活用により、カラス被害対策を促進すべきです。

(5) 環境を考え行動する人づくり

- * 環境教育に関する学校と家庭と地域の連携を進めるべきです。
- * 環境リサイクルプラザの機能を活用し、環境問題に関する学習、情報発信、啓発の取組みを積極的に展開すべきです。
- * 環境活動のリーダーを育成するためのプログラムやシステムの整備を図るべきです。
- * 環境保全活動を支える地域の人材・グループを発掘し、そのネットワーク化を進めるべきです。
- * 区民や事業所の自主的な環境活動に対する支援・誘導の取組みを強化すべきです。
- * 環境に配慮した事業活動を、事業所に積極的に働きかけるべきです。その際、中小・零細企業が多い中野区の特性に配慮し、中小・零細企業にも活用可能な環境マネジメントのシステムを普及することが求められます。

5 計画の実効性を高める方策

- * まちづくり・再開発事業に関して、例えば戦略的アセスメントのような計画段階からの環境配慮を促すしくみの導入を検討すべきです。
- * 区民・事業者・民間団体・区の四者それぞれが果たすべき役割と、求められる連携・協働のしくみを明らかにすべきです。
- * 区の役割については、環境保全に対する国や都とのあるべき役割分担を踏まえ、まとめられることが望まれます。
- * 計画の進み具合を着実に測るため、数値目標や数量的な管理指標を設けるなど、目標達成状況を客観的に把握するための工夫を計画に盛り込むべきです。
- * 改定基本計画の成果や課題を定期的・継続的に点検・評価するしくみを構築すべきです。
- * 点検・評価のしくみは、区民も参加し意見を述べることのできるものとするべきです。